



保護者の勤務のため、保育園での集団保育が適さない病気または病気の回復期にあるお子さんを、家庭で看護できない場合にお預かりします。



利用方法

- (1) あらかじめ利用登録申請をして、登録してください。
- (2) 病児・病後児保育を希望される場合は、ちづ保育園に連絡後、智頭病院小児科を受診し申請してください。

- ①ちづ保育園に連絡し、智頭病院で受診
- ②病状連絡票に記入する
- ③小児科医師の診察
- ④利用決定
- ⑤小児科よりちづ保育園に連絡 職員派遣
- ⑥病児保育室に入室（ほのぼの内）
- ⑦利用申込書・病状連絡票・医師の指示書を保育担当職員に提出
- ⑧迎えの確認【いつ（時間）・だれが】

※緊急その他やむを得ない事由がある場合は、登録と利用申込みを同時に行うことができます。

利用に際しては、**保護者の就労が原則**です。その他、利用に関する内容を必ずお守りください。



利用内容

- (1) 実施施設
病児保育室（介護指導室） 智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」1階
※「ほのぼの」2階 ゲストルーム他を利用する場合があります。
- (2) 利用の可否
医師が判断します。（裏面の「利用の中止」に記載された場合以外は、原則、利用が可能です。）
- (3) 利用定員
2名
- (4) 利用できる日時
月曜日～金曜日 の 受診後～午後6時

裏へ →

継続利用は 午前8時～午後6時

※（祝日・年末年始・智頭病院の休診日・小児科休診日を除く）

※ 医師の指示により受診しないで続けての利用ができる場合は、ご家庭の希望時間をお聞きします。

※ 続けての利用は原則5日以内です。

(5) 準備品

【昼食・3時のおやつは提供します。（ただし、午前9時30分以降の受診の場合は昼食が提供できません。）】

* 母子健康手帳・お薬手帳・健康保険証・筆記用具・印鑑

* 水分補給に適した飲み物（お茶・スポーツドリンク・好きで飲みやすいもの など）

* コップ・手拭タオル

* 着替え一式（夏はバスタオルも）

* ビニール袋（汚れ物入れ）

* 歯ブラシ（できる体調であれば）

* 必要に応じて

・ 午前中のおやつ・ミルク・哺乳瓶・紙おむつ・紙パンツ・おしり拭き・よだれかけ

・ 食事/おやつ用エプロン(タオル)・おしぼり・ティッシュ・お気に入りのおもちゃ など

※服用している薬があればご持参ください。

(6) その他・・・医療行為が行われた場合等の費用については、利用者が医療機関等に支払ってください。



利用料について

・生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯の内ひとり親家庭・・・0円

・上記以外の世帯・・・1回につき500円



利用の中止

次のような場合は利用をお断わりしたり、利用中であっても利用の決定を取り消したりすることがあります。

- ① 利用人数・病気の症状に対し、対応が困難である場合。
- ② 病状が変化し、実施施設における対応が困難となった場合。
- ③ その他、この事業の利用が不相当と認める場合。



お問い合わせ先

智頭町立ちづ保育園

☎ (0858) 75-0144

役場教育委員会事務局 教育課

☎ (0858) 75-4119